

「発刊によせて」

人権教育研究室室長 川村 暁雄

今年は、2013 年度末に「関西学院大学人権教育の基本方針」が大学で確認されてからの二年目となります。この中で、昨年度と同じく (1) 当事者との連携、(2) 人権を守りつつ学びを深める大学の責務の履行、(3) 全学的な取り組みの展開という三つの側面で活動強化を図ってきました。

第一の「当事者との連携」という側面については、昨年に引き続きセクシュアル・マイノリティをテーマとした活動を当事者学生らと共に展開しています。5 月には「レインボー・ウィーク」を学生支援相談室やインクルーシブ・コミュニティ促進委員会など他の部署と開催、LGBT の課題について広く問題提起を行いました。この活動の中では WEB ベースの調査も行われ、LGBT 当事者が関西学院大学の中でも他の学生や教職員の発言の中で尊厳を脅かされている実態が明らかになっています (詳しくは小林和香他「関学レインボーウィークが提示する LGBT 政策のあり方」)。この活動はテレビでも報道されると共に、他大学からも情報提供の依頼を受けるなど、大きな反響を生み出しつつあります。また、UNHCR 駐日事務所の協力の下で実施している難民推薦入試制度に関連して、人権教育研究室を含め、大学の各部署が様々な活動を行いました (詳しくは舟木譲「難民問題への本学の取り組み—2015 年度—」参照)。また、LGBT 当事者だけではなく、さまざまな当事者の目線で人権教育研究室の活動に助言ができる学生を募る仕組みである学生アドバイザー制度も設け、制度的な枠組みも整備しつつあります。

第二の「人権を守りつつ学びを深める大学の責務の履行」に関連して、2014 年度から引き続きハラスメントガイドラインの改訂の作業に参加しました。多くの関係者の努力の甲斐あって 10 月には新たな規程が承認されました。この結果、専門相談員を擁し、独立性が高いハラスメント相談センターが 2016 年度 4 月から設置されることが決まっています。この規程では、人種差別的な発言、性的指向などに係わる偏見に基づく発言・行為もハラスメントとして捉えて、大学として対応できるようになりました。

第三の「全学的な取り組みの展開」に関連して、昨年度以来、人権教育研究室の研究活動により多くの教職員が参加できるように、公募制の研究の枠組みを新たに設けています。これは、毎年 1～2 件程度、「関西学院大学人権教育の基本方針」に則って (1) 人権教育に資する研究、(2) 大学における人権保障に資する研究、(3) 社会的に発信する必要がある新たな人権の課題についての研究に助成するものです。今年度は、セクシュアル・マイノリティの人権と、ヘイトスピーチという二つのテーマの研究への助成が行われ、活発な研究活動が進められています。ヘイトスピーチに関する公募研究の参加者からは、河村克俊「ドイツでの『人権』理解とその思想的背景」、中川慎二「ドイツの『反イスラム化愛国者運動』とヘイトスピーチ」という二本の研究ノートも寄稿いただきました。

なお、今回の『関西学院大学 人権研究』では、人権理解や人権教育の問い直しも提起されています。まず、人権教育研究室が開催した公開シンポジウムについての報告 (阿部潔「どうして『人権』は権利なのか?—グローバル時代における Human Rights という挑戦—」) の報告があります。ここでは、人権が「理念」と「法に裏打ちされた制度」という二つの側面を持つことで初めて社会の中で力を持つものであるにもかかわらず、そのことが人権教育の中で十分に伝えられていないという問題が指摘されました。古田晴彦「デス・エデュケーションと人権教育」では、人権教育で取り上げられるべきとされている人権の課題が細分化され、教育者にも把握不可能なほどになっていることについて問題提起がされています。李恩子「日韓 (朝) 関係から考える在日朝鮮人の人権」では、現在のヘイトスピーチの原因の一つとして植民地を正当化するために歴史的につくられてきた日本人の優越意識があり、近代・現代史教育の欠陥とも深く関わっていることを指摘しています。

まだまだ足りない部分もあるかと思いますが、今後も、『関西学院大学 人権研究』を通じ、関西学院大学の人権教育・研究の試みを共有していければと考えております。できるだけ多くの方に読んでいただくことで、人権教育研究室の活動へのご意見、ご批判、そしてご参加をいただくことができればと思います。